

主任（監理）技術者及び現場代理人の取扱いについて

（平成15年2月27日土木部長通知）

（平成21年6月19日一部改正）

（平成25年2月13日一部改正）

（平成25年7月25日一部改正）

（平成26年2月17日一部改正）

（平成28年5月19日一部改正）

（平成28年9月23日一部改正）

1. 趣 旨

現在、熊本県においては、熊本県不良不適格業者排除対策実施要領に基づき、発注者支援データベースシステムの活用による確認や現場立入点検により施工体制の適正化を図っているが、これらに基づき建設業者の指導を行うに当たっては、各発注機関において同一の対応を行う必要があることから、主任（監理）技術者及び現場代理人に関する取扱いを統一し、以下のとおり定めることとする。

2. 主任技術者に関する取扱い

（1）主任技術者の設置について

建設業許可を受けている建設業者が工事を施工する場合、元請・下請、金額の大小にかかわらず、建設業法第26条第1項に規定する主任技術者を現場に置かなければならない。

また、請負金額が、税込3,500万円以上（建築一式工事では税込7,000万円以上）の工事を施工する場合、主任技術者は、工事現場ごとに専任の者でなければならない。なお、この場合の専任とは、工事現場稼働中は常に現場もしくは現場事務所に滞在することを指す。

（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者となる資格のある者）

- ・ 各種1級及び2級施工管理技士
- ・ 1級及び2級建築士
- ・ 各種技術士
- ・ 各種1級及び2級技能士
- ・ 第1種及び第2種電気工事士
- ・ 実務経験者等

（2）同一現場における主任技術者と現場代理人の兼任

主任技術者は、同一現場における現場代理人を兼ねることができる。

（3）主任技術者を設置及び専任すべき期間

主任技術者を設置すべき期間は、熊本県公共工事請負契約約款（以下「約款」という。）第10条に規定する『現場代理人・主任（監理）技術者通知書』（変更の場合は変更通知書）を受理した時から、約款第31条に係る『工事目的物引渡し申出書』を受理した時までとし、主任技術者を現場に専任すべき期間は、約款第10条に係る『現場代理人・主任（監理）技術者通知書』（変更の場合は変更通知書）を受理した時から、約款第31条に係る『工事完成通知書（しゅん工届）』を受理した時までとする。

なお、通知書の受理に当たっては、受付印を押印し受理日を明確にすること。

また、次に掲げる期間については、工事現場への専任は要しない。

ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で、次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面（約款第9条第4項）により明確になっていることが必要である。

- ① 技術者通知書の受理後、現場施工に着手するまでの期間
（例）現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設開始されるまでの間等。
- ② 工事を全面的に一時中止している期間
（例）工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等
- ③ 工場製作のみが行われている期間

(橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事の場合)

④ 工事完成通知書の受理後、検査、事務手続き等のみが残っている期間

(4) 専任の主任技術者の他の現場との兼任

現場に専任された主任技術者については、原則として他の現場の主任(監理)技術者又は現場代理人との兼任を認めない。

ただし、次のいずれかに該当し、現場の施工管理上差し支えない場合は、兼任を認めるものとし、その場合においては、『現場代理人・主任(監理)技術者通知書』(変更の場合は変更通知書)の裏面に、兼任する工事名等を記入(別紙参照)させるものとする。

ア 密接な関係にある2つ以上の工事を、同一の場所又は近接した場所において施工する場合。

この場合、当該工事が上記の要件を満たす工事であるかについては、以下の判断基準により判断すること。

(専任の主任技術者の兼任にかかる判断基準)

- ・ 随意契約、合冊入札及び隣接工事などにおいて共通仮設費、現場管理費及び一般管理費のいずれかの調整が行われた工事
- ・ 同一工区内又は工区の隣接する工事(発注者が異なる場合も含む。)
- ・ その他、特に必要と認められる工事(事前に土木部監理課に確認のこと。)

イ 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度の近接した場所において施工する場合。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合等も含まれる。この場合、1人の主任技術者が管理することができる工事の数は、原則2件程度とする。

(5) 専任の主任技術者が現場から離れる場合の取扱い

現場に専任された主任技術者については、発注者との打ち合わせ等、当該工事に専念している状態であれば現場から離れていても専任状態にあるとみなす。なお、この場合においても連絡体制を整備し、常に連絡を取ることが可能であること。

3. 監理技術者の取扱い

(1) 監理技術者の設置について

発注者から直接請け負った工事で、下請契約の金額の合計が税込4,000万円(建築一式工事では6,000万円)以上となる場合、主任技術者の代わりに建設業法第26条第3項に規定する「監理技術者」を現場に配置しなければならない。

また、請負金額が、税込3,500万円以上(建築一式工事では税込7,000万円以上)の工事を施工する場合、監理技術者は、工事現場ごとに専任の者でなければならない。なお、この場合の専任とは、工事現場稼働中は常に現場もしくは現場事務所に滞在することを指す。

(建設業法第26条第2項に規定する監理技術者となる資格のある者)

- ・ 各種1級施工管理技士
- ・ 1級建築士
- ・ 各種技術士
- ・ 国土交通大臣が1級同等と認定した者
- ・ 2年以上の指導監督的実務経験のある者

(2) 同一現場における監理技術者と現場代理人の兼任

監理技術者は、同一現場における現場代理人を兼ねることができる。

(3) 監理技術者を設置・専任すべき期間

監理技術者を設置すべき期間は、約款第10条に係る『現場代理人・主任(監理)技術者通知書』(変更の場合は変更通知書)を受理した時から、約款第31条に係る『工事目的物引渡し申出書』を受理した時までとし、監理技術者を現場に専任すべき期間は、約款第10条に係る『現場代理人・主任(監理)技術者通知書』(変更の場合は変更通知書)を受理した時から、約款第31条に係る

る『工事完成通知書（しゅん工届）』を受理した時までとする。

なお、通知書の受理に当たっては、受付印を押印し受理日を明確にすること。

また、次に掲げる期間については、工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で、次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面（約款第9条第4項）により明確になっていることが必要である。

- ① 技術者通知書の受理後、現場施工に着手するまでの期間
（例）現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設開始されるまでの間等。
- ② 工事を全面的に一時中止している期間
（例）工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等
- ③ 工場製作のみが行われている期間
（橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事の場合）
- ④ 工事完成通知書の受理後、検査、事務手続き等のみが残っている期間

（4）専任の監理技術者の他の現場との兼任

現場に専任された監理技術者については、原則として他の現場の主任（監理）技術者又は現場代理人との兼任を認めない。

ただし、密接な関係にある2つ以上の工事を、同一の場所又は近接した場所において施工する場合であって、特定の要件を満たす場合のみ、他の現場の主任（監理）技術者又は現場代理人との兼任を認める。

この場合、当該工事が上記の要件を満たす工事であるかについては、以下の判断基準により判断すること。

（専任の監理技術者の兼任にかかる判断基準）

- ・同一工区内又は工区の隣接する工事であって、当初契約以外の工事が随意契約によって締結されるもの

（5）専任の監理技術者が現場から離れる場合の取扱い

現場に専任された監理技術者については、発注者との打ち合わせ等、当該工事に専念している状態であれば現場から離れていても専任状態にあるとみなす。なお、この場合においても連絡体制を整備し、常に連絡を取ることが可能であること。

（6）工事途中から監理技術者設置が必要となった場合

主任技術者の兼任が認められていた工事（本項（4）ただし書きに規定する場合を除く。）について、いずれかの工事の下請契約総額が税込4,000万円（建築一式工事の場合は税込6,000万円）を超えた場合は、監理技術者の設置が必要となり、当該現場と他の現場の兼任は認められなくなるので注意すること。

4. 主任技術者又は監理技術者の工期途中の交代の取扱い

工事現場に設置した主任技術者又は監理技術者を工期途中で交代する場合は、発注者は受注者に対し、理由書（様式自由）及びその理由を証明できる書類（診断書、離職証明書等）の提出を求め、監理技術者制度運用マニュアル二一（4）の規定に該当する場合に限り、認めるものとする。

5. 現場代理人の取扱い

（1）現場代理人の設置について

熊本県発注工事の請負者は、約款第10条に規定する現場代理人を工事現場に設置しなければならない。

また、現場代理人は、工事現場に常駐しなければならない。なお、この場合の常駐とは、工事現場稼働中は常に現場もしくは現場事務所に滞在することを指す。

（約款第10条に規定する現場代理人となる資格のある者）

- ・現場代理人には特段の資格要件はない

（2）同一現場における現場代理人と主任（監理）技術者の兼任

現場代理人は、同一現場における主任（監理）技術者を兼ねることができる。

（３）現場代理人を設置・常駐すべき期間

現場代理人を現場に設置すべき期間は、約款第 10 条に係る『現場代理人・主任（監理）技術者通知書』（変更の場合は変更通知書）を受理した時から、約款第 31 条に係る『工事目的物引渡し申出書』を受理した時までとし、現場代理人を現場に専任すべき期間は、約款第 10 条に係る『現場代理人・主任（監理）技術者通知書』（変更の場合は変更通知書）を受理した時から、約款第 31 条に係る『工事完成通知書（しゅん工届）』を受理した時までとする。

なお、通知書の受理に当たっては、受付印を押印し受理日を明確にすること。

また、次に掲げる期間については、工事現場への常駐は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で、次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面（約款第 9 条第 4 項）により明確になっていることが必要である。

- ① 技術者通知書の受理後、現場施工に着手するまでの期間
（例）現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設開始されるまでの間等。
- ② 工事を全面的に一時中止している期間
（例）工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等
- ③ 工場製作のみが行われている期間
（橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事の場合）
- ④ 工事完成通知書の受理後、検査、事務手続き等のみが残っている期間

（４）現場代理人の他の現場との兼任

現場代理人については、原則として他の現場の主任（監理）技術者又は現場代理人との兼任を認めない。ただし、次のいずれかに該当し、現場の施工管理上差し支えない場合は、兼任を認めるものとし、その場合においては、『現場代理人・主任（監理）技術者通知書』（変更の場合は変更通知書）の裏面に、兼任する工事名等を記入（別紙参照）させるものとする。

- ア 密接な関係にある 2 つ以上の工事を、同一の場所又は近接した場所において施工する場合で、以下のいずれかに該当するもの
- ・ 随意契約、合冊入札及び隣接工事などにおいて共通仮設費、現場管理費及び一般管理費のいずれかの調整が行われた工事
 - ・ 同一工区内又は工区の隣接する工事（発注者が異なる場合も含む。）
 - ・ その他、特に必要と認められる工事（事前に土木部監理課に確認のこと。）

- イ 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が 10 キロメートル程度の近接した場所において施工する原則 2 件程度の工事。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合等も含まれる。

- ウ 専任の主任技術者の配置を要しない小規模な工事のみを施工する場合で、以下に掲げる条件をいずれも満たすもの
- ・ 3 つまでの同一管内（振興局等）の県又は市町村の発注工事
ただし、市町村が市町村発注工事において、県発注工事と現場代理人の兼任を認める場合に限る。
 - ・ 請負金額の合計が税込 7,000 万円未満の工事
- ※ 設計変更により、兼任する 2 つ以上の工事の請負金額の合計が税込 7,000 万円以上となった場合は、『現場代理人・主任（監理）技術者変更通知書』により、現場代理人の変更手続きを行わせること。

（５）現場代理人が現場から離れる場合の取扱い

現場代理人については、発注者との打ち合わせ等、当該工事に専念している状態であれば現場から離れていても常駐状態にあるとみなす。なお、この場合においても連絡体制を整備し、常に連絡を取ることが可能であること。

（添付資料）

- ・ 主任（監理）技術者・現場代理人の設置及び専任・常駐の例（別紙）

(『現場代理人・主任（監理）技術者（変更）通知書』裏面)

下記工事について、現場代理人、専任の主任技術者を兼任する。

現場代理人氏名		連絡先	
主任技術者氏名		連絡先	
兼任する工事 1	工 事 番 号		
	工 事 名		
	工 事 場 所		
	工 期		
	請負金額（税込）		
	発注機関名		
	監督員氏名		
兼任する工事 2	工 事 番 号		
	工 事 名		
	工 事 場 所		
	工 期		
	請負金額（税込）		
	発注機関名		
	監督員氏名		

- (注) 1 現場代理人、専任の主任技術者を兼任する場合に記入すること。
 2 現場代理人を兼任する2つ以上の工事の合計金額が設計変更により税込 7,000 万円以上となった場合は、『現場代理人・主任（監理）技術者変更通知書』により変更手続きを行うこと。
 3 主任技術者を兼任する2つ以上の工事のうち、どちらか一方でも工事途中で下請契約の請負代金の額の合計が 4,000 万円（建築一式工事の場合は 6,000 万円）以上となる場合には、兼任できなくなるので注意すること。
 4 専任の主任技術者等を兼任させる工事の施工場所及び工事概要がわかる仕様書、図面（位置図、設計平面図等）及び工事現場相互の距離が記載された位置図（様式自由）等兼任要件を満たすことが確認できる資料を提出すること。
 5 施工にあたり相互に調整を要する工事の場合は、上記 4 に加え、施工計画書等兼任要件を満たすことが確認できる資料を提出すること。
 6 現場代理人が県発注工事以外の他工事の現場代理人と兼任させる場合には、当該他工事の発注者が県発注工事との兼任を承認していることがわかる書類（工事協議簿等の写し）を提出すること。